



消防団員必携



大分市消防団

あいさつ



消防団は、今後発生が懸念される地震や豪雨災害などの被害を軽減できる強い地域を作るための中核的存在として、その重要性が再認識されています。

そのような中、我々は、令和7年度までの中長期的な指針である「大分市消防団ビジョン」に基づく着実な活動を継続することで、団員の高齢化や担い手の不足といった諸課題を解決しながら、地域に親しまれ活力ある消防団づくりを目指した取組みを行っています。

私は、これからの消防団には、目的を共有する消防局と現場や育成面で連携しながらも、「地域密着性」という特性を十分に生かし、消防局に不足する点を補えるような強い消防組織として自立することが必要と考えています。

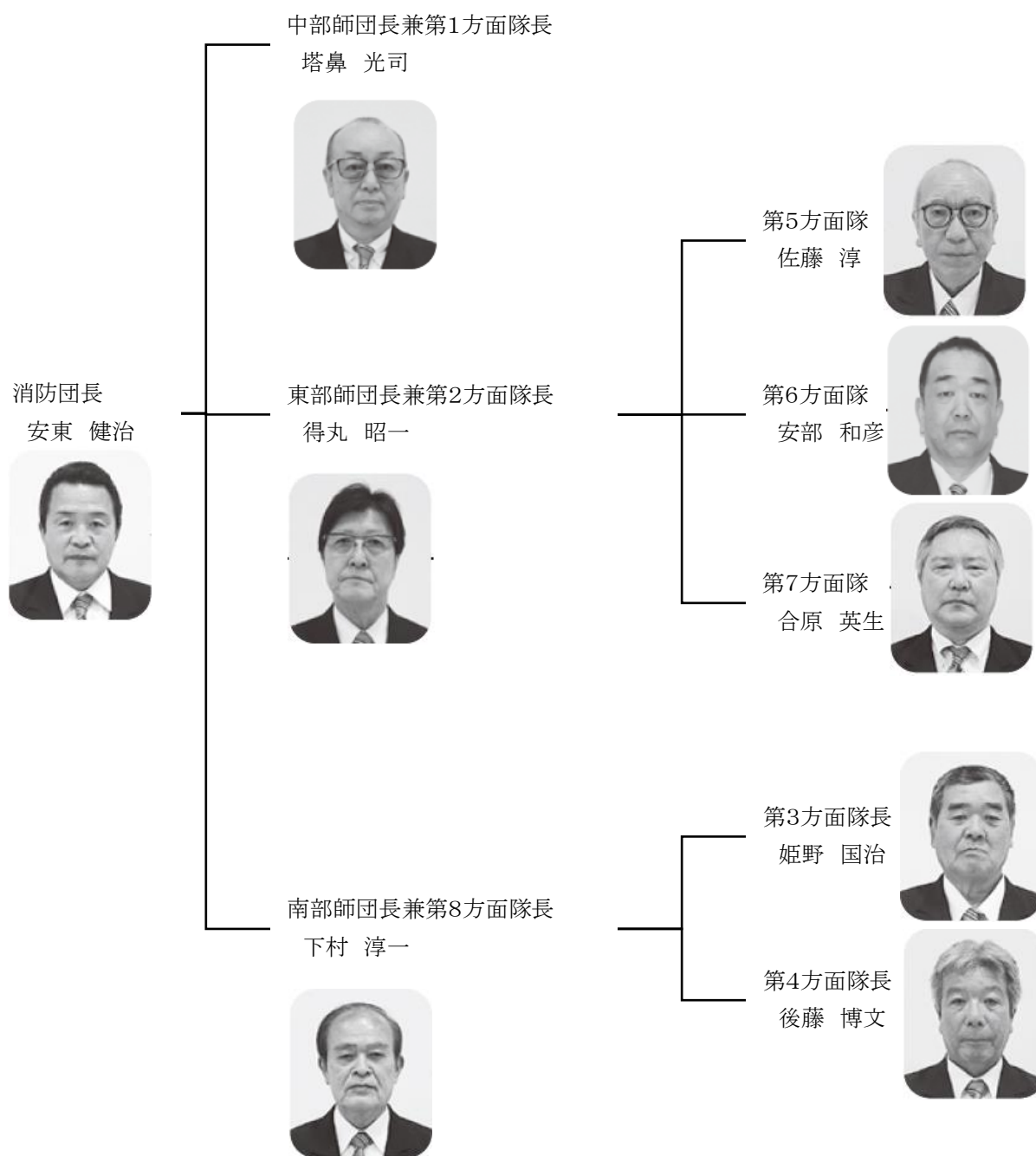
そこに向けて、分団や方面隊の本部機能の充実、自主防災訓練への積極的参加、女性消防団員の活躍促進、若い団員を育てる環境づくりなどに力を入れ、共に取組んでまいりましょう。

結びに、災害に強い地域、皆が安心して暮らせる大分市をつくるために、消防団員の資質向上を図る教育資料として、本書を大いにご活用いただきますようお願い申し上げます。

大分市消防団

団長 安東健治

大分市消防団(団長・方面隊長)



目 次

1 大分市消防団の沿革	1
2 消防団の責務	1
3 消防局と消防団	7
4 消防団員と住民	7
5 消防団員の処遇	7
6 消防団の火災等出動要領	12
7 大分市消防団震災時活動マニュアル	14
8 交通事故防止の誓い	18
9 安全確保10則	19
10 消防訓練礼式	20
11 消防組織図	31
12 消防署並びに方面隊別管轄区域図	32
13 各方面隊の分団名	33
14 消防団員の制服	34
15 その他	39

1 大分市消防団の沿革

享保3年(1718年)江戸南町奉行大岡越前守により町火消しの組織ができ、翌4年これを「いろは48組」に分け、この組織の強化が図られた。

これが我が国の消防の始まりと言われている。

大分市における消防の歴史は次のとおりである……

- 明治 44 年 消防組が編成された。
- 昭和 11 年 大分市常備消防部を置く
- 昭和 14 年 「警防団令」の公布により、警防団となる。
- 昭和 22 年 地方制度及び警察制度の改革で、消防を警察から完全に分離することから「警防団」が廃止され、「消防団令」の公布に伴って大分市消防団が設置された。
- 昭和 28 年 大分市消防本部を置く。
- 昭和 38 年 六市町村合併により、6団104分団となる。
- 昭和 40 年 消防団組織替えにより、6団31分団、条例定員2,020人とする。
- 昭和 48 年 6消防団を1団に統合、6方面隊、31分団に編成替え、条例定員2,020人となる。
- 昭和 54 年 消防団ラッパ隊、隊員40人をもって発足し、現在に至っている。
- 昭和 59 年 大分市消防局に名称変更
- 平成 10 年 女性消防団員18人を採用し、現在に至っている。
- 平成 17 年 1市2町合併により、8方面隊、38分団、条例定員2,400人となる。
- 平成 19 年 消防団組織に師団を導入、3師団、8方面隊、38分団となる。
- 平成 20 年 女性分団制導入、1本部、3師団、8方面隊、39分団となる。
- 平成 29 年 広報企画委員会発足
- 平成 31 年 大分市消防団ビジョン策定
- 令和元年 纏の新調及び豊後八纏会発足

2 消防団の責務

消防団の果たす消防任務については、消防組織法の規定により、その施設及び人員を活用して

- (1)火災から国民の生命、身体及び財産を保護すること。
- (2)水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減すること。

とされており、その任務は崇高であり、かつ重要なものである。

消防団は、平素生業をもっている住民のうちから消防団員を任命し、水火災等の災害が発生した場合に、その都度団員を召集して消防活動を行う機関である。すなわち、消防団は、郷土愛護の精神に基づく非常備の消防機関ということになる。しかし、常備の消防局(消防署)と非常備の消防団との違いはあるにせよ、その責務においては何ら軽重の差はない。我が国

においては、昔から火災、水害、台風、地震等が多く、加えて近年の社会経済の発展に伴って建築物が高層化、大型化し、危険物等も増大するなど、火災その他の災害の発生要因が著しく増加するとともに大規模化、複雑多様化しており、消防団の果たすべき役割は、ますます重要なものになってきている。

特に、林野火災、風水害、大地震等のような大きな災害は、消防団員の活躍なくしては防除することが不可能であり、消防団に対する地域住民の期待は増大している。この期待にこたえるためには、消防の近代化を進め、消防施設の機械化を図ることが重要であるが、これとともに消防団員が時代に即応した新しい知識、技術を習得することも必要である。消防団員は、消防職員と異なり消防業務を専業としていないため、消防に対する教育訓練を受ける機会が少ないが、団員一人ひとりが自己の担う崇高かつ重要な責務を認識し、常に自ら進んで教育訓練等研さんに励み、その使命達成のために努力する必要がある。

大分市の消防団は、消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づいて制定された大分市消防団条例及び大分市消防団に関する規則によって定員、任免、報酬、服務、組織、職務等が定められている。組織は、団本部の下に3師団8方面隊39分団があり、消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の階級が定められている。

(職 務)

- 1 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮して、法令に定める職務を行う。
- 2 副団長(方面隊長)は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。又、所属の団員を指揮監督する。
- 3 副隊長は、副団長(方面隊長)を補佐し、副団長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
- 4 分団長は、副団長(方面隊長)の命を受け、当該分団の消防事務を処理し、所属の団員を指揮監督する。
- 5 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
- 6 部長は、上司の命を受け、当該部の消防業務を処理する。
- 7 班長は、上司の命を受け、当該班の消防業務を処理する。又、部長を補佐し、部長に事故あるとき、不在のときは、その職務を代理する。
- 8 団員は、上司の命を受け、消防活動に従事する。

○ 大分市消防団条例(抜すい)

(定員)

第3条 消防団員の定員は、2,400人とする。

(任命)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
- (2) 18歳以上の者
- (3) 心身ともに健康であり、消防団の職務において適任であると認められる者

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第15条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(退職)

第6条 消防団員は、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

- 2 消防団員の定年は、65歳とする。ただし、団長、副団長又は分団長である消防団員の定年については、市長が別に定める。
- 3 前2項の規定による定年による退職のほか、消防団員が退職しようとするときは、任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。

(身分)

第7条 消防団員は、非常勤とする。

(服務規律)

第8条 消防団員は、招集によって出動服務するものとする。招集の命を受けない場合であっても、水火災、その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、出動服務しなければならない。

第9条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第10条 消防団員は、10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の消防団員にあつては、団長に届け出なければならない。

2 特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れてはならない。

第11条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的活動を行ってはならない。

第12条 消防団員は、その職の信用を傷付け、又は消防団全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(分 限)

第14条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合にはこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改廃により過員を生じた場合
- (5) 副分団長以上の階級の消防団員が1年以上の期間休団をした場合

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第5条第1号に該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域内に居住し、通勤し、又は通学しなくなったとき。

(懲 戒)

第15条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告し、停職し、又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない行為のあったとき。

2 停職は、6月以下の期間を定めて、これを行なう。

第6条第2項 消防団員の定年は65歳とする。ただし、団長、副団長又は分団長である団員の定年については、市長が別に定める とは～

解説 大分市消防団条例第6条第2項ただし書に規定する団長、副団長又は分団長である消防団員(65歳以上の者に限る。)の定年は、団長、副団長又は分団長でなくなったときとする。

○ 大分市消防団に関する規則(抜すい)

(組 織)

第2条 消防団は、消防団本部及び師団をもって組織し、師団は、方面隊をもって組織し、方面隊は、方面隊本部及び分団をもって組織する。

2 消防団本部に女性分団を置く。

第2条の2 師団は、中部師団、東部師団及び南部師団に区分する。

2 師団を組織する方面隊は、次の各号に掲げる師団の区分に応じ、当該各号に定める方面隊とする。

(1) 中部師団 第1方面隊

(2) 東部師団 第2方面隊及び第5方面隊から第7方面隊まで

(3) 南部師団 第3方面隊、第4方面隊及び第8方面隊

第3条 分団は、部をもって組織し、部は、班をもって組織する。

第4条 分団の名称、所管区域等は、P.33のとおりとする。

(事務分掌)

第5条 消防団本部及び方面隊本部は、次に掲げる事務を行う。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 教育訓練に関すること。

(3) 消防団の諸計画に関すること。

(4) 災害時における命令伝達及び災害情報の収集に関すること。

(5) 災害時における後方支援活動に関すること。

(6) 消防団の広報活動に関すること。

(7) 消防団の処務に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、消防団の運営上必要な事項に関すること。

2 分団(女性分団を除く。)は、次に掲げる事務を行う。

(1) 火災の鎮圧に関すること。

(2) 火災の予防及び警戒に関すること。

(3) 地震、風水害等の災害被害の軽減、防除等に関すること。

(4) 武力攻撃事態等における市民の避難誘導等に関すること。

(5) 地域防災力強化のための地域住民等に対する協力及び啓発に関すること。

(6) 設備資材等の性能維持に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、分団の運営上必要な事項に関すること。

3 女性分団は、次に掲げる事務を行う。

(1) 災害時の後方支援活動に関すること。

(2) 地域防災力強化のための地域住民等に対する協力及び啓発に関すること

(3) 応急救護の普及啓発に関すること。

(4) 児童への防災教育に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、女性分団の運営上必要な事項に関すること

4 部及び班は、前2項に規定する事務を処理する。

(階級等)

第6条の2 副団長は、各方面隊の隊長とする。

3 方面隊本部に副隊長を置き、分団長の階級にある者のうちから次の各号に掲げる方面隊の区分に応じ、当該各号に定める人員をこれに充てる。

(1) 第1方面隊 4名

(2) 第2方面隊 3名

(3) その他の方面隊 それぞれ2名

(師団長)

第7条 師団に師団長を置き、各師団を組織する方面隊の隊長のうちから1名をこれに充てる。

(団長の職務)

第8条 消防団長(以下「団長」という。)は、団の事務を統轄し、消防団員を指揮して、法令に定める職務を行う。

(団長等の任期)

第10条 団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は、4年とする。ただし、再任することを妨げない。

(任 免)

第10条の2 新たに消防団員になろうとする者は、所属しようとする分団の分団長及び方面隊の隊長の推薦を受けた上で消防局長が別に定める様式により団長に提出するものとする。

2 消防団を退職しようとする者は、消防局長が別に定める様式により任命権者に提出するものとする。

(設備資材の管理)

第14条 消防団の設備資材は、団長がこれを管理し市長に対し、その責を負うものとする。

第15条 団長は、消防団員が設備資材を毀損し、又は亡失したときはその理由を具して速やかに市長に届けなければならない。

2 市長は、故意又は重大な過失により設備資材を毀損し、又は亡失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

3 消防局と消防団

消防局と消防団との関係は、消防組織法第9条に並列的な消防機関として定めてある。

しかし、実際の活動面においては、消防組織法第18条の3項に「消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防局長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる」と規定されている。このことは、消防活動の全体の統制を図る必要があるからで、消防局長又は消防署長は、消防団長又はその代理者へ大局的な指示をし、消防団長又はその代理者が消防団員を指揮することとなる。すなわち、消防団員は、上司の指揮監督を受け消防活動に従事することになる。(消防組織法第21条)

4 消防団員と住民

消防団員は、団員自身が住民であり、かつ各地域に居住していて日常の仕事その他を通じて絶えず住民と接触している。このことは、消防団の使命を果たす上で何よりの強味である。

5 消防団員の処遇

消防団は、郷土を火災その他の災害から守るという奉仕の精神を持った団員の集まりであり、ボランティア的な要素が強いのであるが、消防団員の労苦に報いるために、市条例の定めにより報酬を支給することになっている。年額報酬は次のとおりである。

○ 団 長	年額	189,800 円
○ 副団長(方面隊長)	年額	134,000 円
○ 副 隊 長	年額	88,200 円
○ 分 団 長	年額	72,900 円
○ 副 分 団 長	年額	56,400 円
○ 部 長	年額	46,500 円
○ 班 長	年額	39,100 円
○ 団 員	年額	36,500 円



出 初 式

(1) 出動報酬

項 目	報酬の額
(1) 水火災その他の災害の発生時に、鎮圧、防除、救助等のために出動し、それらの活動に従事した消防団員	活動に従事した時間(その時間に4時間未満の端数があるときは、4時間とする。) 4時間当たり 4,000 円
(2) 水火災その他の災害の発生時に、鎮圧、防除、救助等のために出動したが、それらの活動に従事しなかった消防団員	1回当たり 2,000 円
(3) 消防団長が必要と認める訓練及び研修並びに本市が主催する防火又は防災を目的とした事業等に従事した消防団員	1回当たり 2,600 円(活動時間が2時間を超える場合にあっては、3,500 円)

(2) 費用弁償

消防団員が研修、講習又は訓練のため大分県消防学校に入校したときは、費用弁償として日額 4,000 円を支給する。

(3) 休団

長期間消防団活動に従事することができない消防団員は、次で定めるところにより、3年を超えない範囲で、消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。

- ア 3月以上の期間にわたり、消防団の区域内に居住し、通勤し、又は通学しなくなった場合
- イ 妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由により、職務に従事できない場合
- ウ その他長期間にわたり職務に従事することができないと認められる場合

休団中の消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が属していた階級とする。ただし、副分団長以上の階級の消防団員が1年以上の期間休団をしたことにより、降任される場合、この限りでない。

(4)公務災害補償

消防団員が公務により、負傷したり病気にかかったり、あるいは死亡した場合には、市は、その消防団員又はその者の遺族に対して、条例の定めるところにより、これらの災害による損害の補償をする。

※ 公務上の認定

消防団員の公務とは、原則的には、消防組織法第1条の消防の任務を遂行するものの行為及びそのために必要な付随的行為である。

※ 災害補償の種類

- ア 療養補償
- イ 休業補償
- ウ 傷病補償年金
- エ 障害補償……………○ 障害補償年金
○ 障害補償一時金
- オ 介護補償
- カ 葬祭補償
- キ 遺族補償……………○ 遺族補償年金
○ 遺族補償一時金

※ 補償基礎額

前記の災害補償は、療養補償を除き、補償基礎額を基礎として算定する。

階 級	勤 務 年 数		
	10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上
団 長 ・ 副 団 長	12,440 円	13,320 円	14,200 円
分 団 長 ・ 副 分 団 長	10,670 円	11,550 円	12,440 円
部 長 ・ 班 長 ・ 団 員	8,900 円	9,790 円	10,670 円

(5)退職報償金

消防団員が多年にわたりその職に携わり退団した場合は、その労苦に報いるため、条例の定めるところにより、団員(団員が死亡により退団した場合はその遺族)に対して、次の表に掲げる額を支給する、(消防組織法第25条)

消防団員退職報償金支給額表

(単位:千円)

勤務年数 階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(6)日本消防協会の福祉共済制度

消防団員が公務中、公務外を問わず、死亡した場合や事故により負傷し、若しくは、疾病により入院又は障害の状態となった場合に保険金が支払われる制度がある。

※ 弔慰金又は重度障害見舞金給

	給付事由	金額(万円)
弔 慰 金 又 是 重 度 障 害 見 舞 金	公務による死亡又は重度障害の状態の場合	2,300
	公務以外による死亡又は重度障害の状態の場合	100

※ 障害見舞金

消防団員が事故により負傷し、若しくは疾病にかかり障害の状態となった場合にその障害の程度により保険金が支払われる。(60,000円～6,000,000円)

※ 入院見舞金

7日以上入院した場合、入院1日につき、1,500円を支給。(120日限度)

(7)大分県消防協会弔慰金及び見舞金

次のような場合には、県消防協会から弔慰金あるいは見舞金が贈られるので、事態発生後なるべく早く、消防局総務課消防団担当班又は各消防署庶務施設担当班に連絡すること。

① 弔慰金

- | | |
|------------|---------------------|
| ア. 公務死亡の場合 | 100,000 円 |
| イ. 公務以外 | 20,000 円(勤続年数15年未満) |
| | 30,000 円(勤続年数15年以上) |

② 公務による傷病見舞金

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ア. 重度障害見舞金 | 100,000 円 |
| イ. 傷病見舞金(5日以上休業した場合) | 1,000 円×日数(上限30日) |

③ 火災等見舞金 100,000 円(全焼又は全壊)

(8)表彰制度

消防は、地域社会に起こるあらゆる災害に対処して活動する任務を持っており、その職務は極めて危険度が高く、また、特に消防団員は別に職業を持ちながら犠牲的な奉仕精神に基づき消防活動に従事しているという特殊性があることなどから、「その活動に対して精神的な面から報いる必要がある」とのことで表彰制度が設けられている。

ア. 叙勲

- | | |
|----------------|-----------------|
| イ. 消防庁長官表彰 | (功労章、永年勤続功労章) |
| ウ. 日本消防協会会長表彰 | (功績章、精績章、勤続章) |
| エ. 大分県知事表彰 | (消防功労章、永年勤続功労章) |
| オ. 大分県消防協会会長表彰 | (功績章、勤続章) |
| カ. 大分市長表彰 | (功労章、勤続章) |
| キ. 大分市消防団長表彰 | (無火災分団、勤続章、感謝状) |

(9)大分市消防賞じゅつ金

消防団員が、災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡したり、又は障害の状態となった場合には、その功労の程度に応じて条例に定めるところにより、賞じゅつ金を支給できるものとされている。

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| ア. 殉職者賞じゅつ金 | 490 万円以上 | 2,520 万円以下 |
| イ. 障害者賞じゅつ金 | 2,060 万円以下 | |
| ウ. 殉職者特別賞じゅつ金 | 3,000 万円 | |

6 消防団の火災等出動要領

(1) 出動指令

- ①火災等の災害を受信した局通信指令センターは、直ちに火災等の災害発生地を管轄する副分団長以上に指令内容を一齐送信する。
- ②指令を受信した分団長は、通信指令課直通の消防団専用電話で火災等の災害状況を確認し、必要であれば所属団員を非常招集する。

(2) 召集方法

- ①団員の召集方法は、電話、警鐘(サイレンを含む)又は放送塔等によるが、各部ごとにいずれを使用するか、あらかじめ定めておくこと。
- ②方面隊全分団を召集する必要を生じた場合は、本庁又は支所のサイレンを吹鳴することにより非常召集を行う。

(3) 出動区分

①第1出動

分団毎に所属区域内で発生した火災等に出動する。ただし、境界付近に発生した火災等の場合は、最寄りの分団も出動するものとする。

②第2出動

第1出動隊のみでは防ぎよ又はその他の活動に支障をきたすと判断した時は、署の現場最高指揮者と団の現場最高指揮者が協議の上、周辺分団の出動を指令する。

③第3出動

大規模火災又は火災等の防ぎよに長時間を要し、多数の団員が必要と判断した場合は、方面隊内の全分団又は管轄外方面隊の出動を指令する。

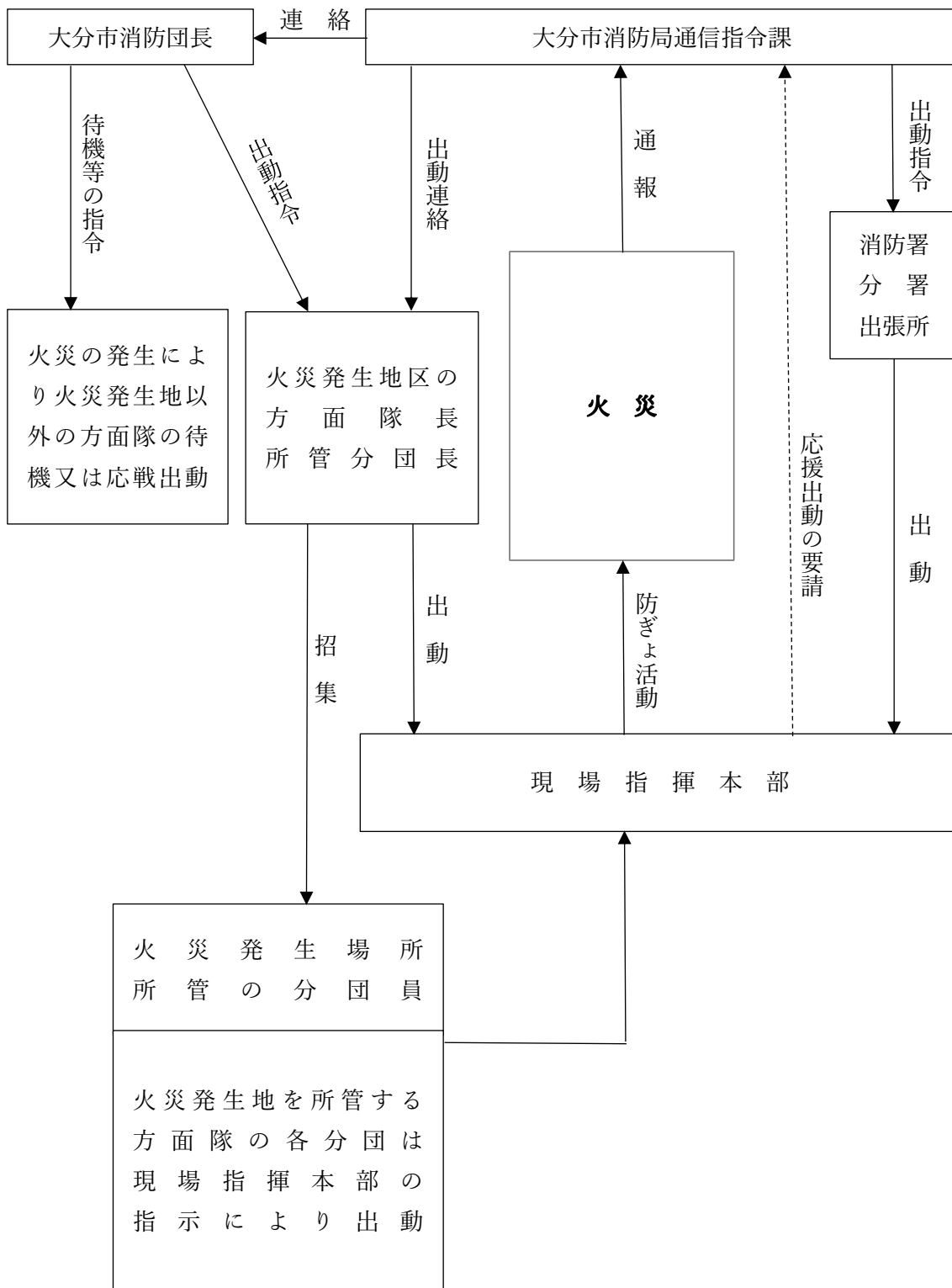
(4) 出動報告

- ①災害現場等に出動した団員は、所属分団長に報告し、指示を受けるものとする。
- ②分団長は、所属の団員及び車両を把握し、方面隊長に報告指示を受けて所属団員を指揮する。

(5) 特殊火災石油コンビナート等企業(特別警防区)内での火災は、関係する分団ごとに待機場所に集合し、消防現場指揮本部の指示に基づき、避難誘導、警戒の任にあたるものとする。

なお、消防団の出動隊は、無線等を活用して、現場指揮本部との連絡を密にする。

火災時の出動指令系統図(別表1)



7 大分市消防団震災時活動マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、震災時において、消防団員が安全、確実、迅速に消防団活動を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 沿岸部消防団と内陸部消防団

平成25年に大分県が発表した津波浸水想定区域に管轄区域が含まれる方面隊を沿岸部消防団とし、津波浸水想定区域に管轄区域が含まれない方面隊を内陸部消防団とする。

(1)沿岸部消防団・・・中部師団、東部師団

(2)内陸部消防団・・・南部師団

3 安全管理

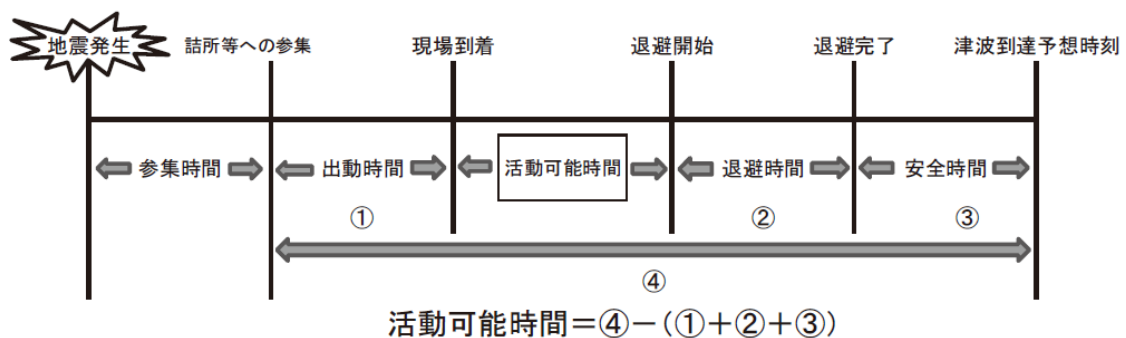
団員が消防団活動を行う場合は、以下の項目を遵守し、安全が確保できたうえで消防団活動を行う。

【災害情報の把握】

団員は、大分市防災メール、テレビ、ラジオ等のあらゆる情報媒体を活用し、十分に災害情報を把握する。(大分市防災メールへの登録)

【活動可能時間の設定】

沿岸部消防団が消防活動を実施する場合は、津波来襲による危険を回避するため、大分市防災メール等から得た津波到達予想時刻より出動や退避に必要な時間を差し引き、活動可能時間を定めて活動する。活動可能時間が経過した場合は、直ちに高台等に退避して、自身の安全確保を最優先すること。(出動や退避に必要な時間は徒歩での所要時間とし、地域の地理、活動状況に応じ十分な余裕を持つこと。)



【参 集】

- (1) 沿岸部消防団で車庫詰所が浸水想定区域にある場合は、各部毎に津波発生時に被害を受けることの無い参集場所を事前に決定するものとする。決定した参集場所は団長へ沿岸部消防団参集場所一覧表(様式第5)により報告するものとする。なお、参集場所を変更する場合も同じとする。
- (2) 各部で機関員を選定し、津波の発生する虞のある場合は、正確な地震、津波情報を得て安全が確認された後に、積載車等を参集場所へ移動させる。
- (3) 地震発生時、浸水想定区域及び海岸付近に居る場合や、津波情報を入手できない場合は、市民等へ津波警報等の伝達及び誘導をしながら、直ちに垂直退避を実施し、正確な地震、津波情報を得て安全が確認された後に活動を実施する。
- (4) 管轄区域外で被災し、その地域の地理等に精通していない場合は無理な活動は行わない。

【消防団活動】

- (1) 団員は、単独での消防団活動は行わず、可能な限り一組2人以上を最低活動単位とする。また、責任者へ活動団員の氏名、活動場所等の活動報告を必ず行うこと。活動終了後も同じとする。
- (2) 活動に際しては、可能な限り積載車等を同行させ、3名以上で編成された隊が積載車等から離れる場合は、機関員を車両に残し、車載無線機、ラジオからの情報収集及び周囲の警戒にあたり、緊急の場合は、トランシーバー、車載マイク及びサイレンを活用し周囲の団員に知らせる。
- (3) 車両を駐停車させる場合は、ただちに退避できるように進行方向を避難方向へ向けて駐停車させる。
- (4) 避難誘導及び広報活動のルートは沿岸部から内陸部に向うことを基本とする。
- (5) 逃げ遅れ者の発生を防止するため、地区自主防災組織等と協力し、近所で声を掛け合い避難するように促し、老人、乳幼児などの災害時要援護者を介添えして避難する。
- (6) 活動中も、時間経過には十分留意し、団員同士で時間経過を確認し合う。

【退 避】

- (1) 退避場所は、高台、津波避難ビルとし、特に津波到達時刻まで時間が無い場合は水平退避ではなく垂直退避を基本とする。そのため、平素から管轄地域の高台等及び津波避難ビル又は、緊急退避が可能な堅牢な建物等を把握しておく。
- (2) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波襲来が予想される地域へは津波警報等が解除され安全が確認されるまで立ち入らない。

4 出動指令

- (1) 団長は、地震が発生した場合は、必要に応じ各方面隊長へ出動指令を発するものとする。
- (2) 所属方面隊長より指令を受けた分団長は、ただちに部長を介して所属団員を招集するものとする。

5 自主参集

市域内で下記の震度が観測された場合又は警報等が発令された場合は出動指令がなくとも、出動区分に従い事前に指定する参集場所へ参集し、広報・避難誘導等の消防団活動を実施するものとする。

対 象	規 模	内 容
地震発生時	震度5強以上	一斉出動
津波警報等発表時	津波注意報	管轄区域に浸水想定区域を有する部
	津波警報 (ツナミ)	管轄区域に浸水想定区域を有する分団
	大津波警報 (オオツナミ)	管轄区域に浸水想定区域を有する方面隊

6 活動状況の報告

活動人員、活動状況は逐次班長、部長を通じ分団長まで報告する。分団長は方面隊長へ、方面隊長は団長まで報告するものとする。

7 その他


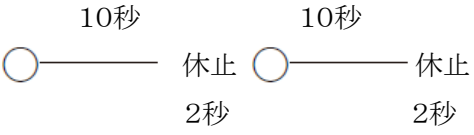
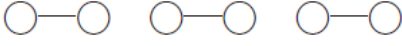
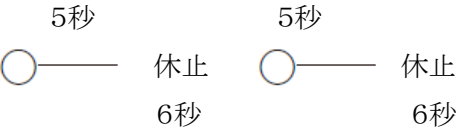
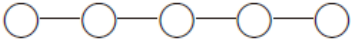
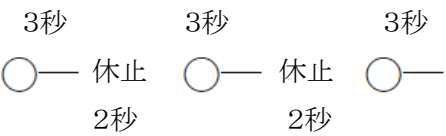
津波警報等が発令された場合の対応に関し、本計画に記載のない事項は、その都度収集した情報等から団長又は消防対策部長が判断し対応するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成25年11月22日から実施する。

【資料】

津波注意報・津波警報標識

種類	標 識	
	鐘 音	サイレン
津波注意報	 (3点と2点との斑打)	
津波警報	 (2点)	
大津波警報	 (連打)	

8 交通事故防止の誓い

我々は、車両を運転する場合公私を問わず道交法を遵守しなければなりません。特に緊急車の運行に際しては、次の点を厳守し任務の遂行に当たることを誓います。

- 1 責務を自覚して常に節制に努め、申し送り並びに運行前点検を確実に励行する。
- 2 急発進、急停車に注意するとともに、やむを得ず追い越しをする場合には、事前に前方はもちろん左右及び後方の安全を全乗車員で確認する。
- 3 法定速度内で、常に道路及び周囲の状況に即した安全速度を守る。
- 4 交差点の進入に際しては、必ず状況に応じ徐行または一旦停止し、特に進行方向が赤信号の場合は、必ず一旦停止する。
- 5 その他走行中は、乗車員全員が一体となって各乗車位置で事故防止に努める。

9 安全確保10則

- 1 安全管理は任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
- 2 災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。
- 3 部隊及び隊員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的な行動を
慎み積極的に指揮者の掌握下に入れ。
- 4 危険に関する情報は、現場の全隊員に迅速に徹底せよ。危険を察知した者は直ちに指揮本部
に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
- 5 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。
- 6 機械及び装備に対する知識の欠如は、事故を誘発する。各種資器材の機能、性能限界を明確
に把握し、安全操作に習熟せよ。
- 7 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自身が確保せよ。
- 8 安全確保の第一歩は、防火着装に始まる。完全な着装を常に心がけよ。
- 9 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にある。平素から激動に堪え得る気力、体力と体調を持
続せよ。
- 10 事故事例、失敗はかけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動指針として活かせ。

10 消防訓練礼式

○ 訓練の目的

隊員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎を作る。

各個訓練

○ 各個訓練の目的

個人を練成し部隊訓練の基礎を作る。

○ 各個訓練の留意事項

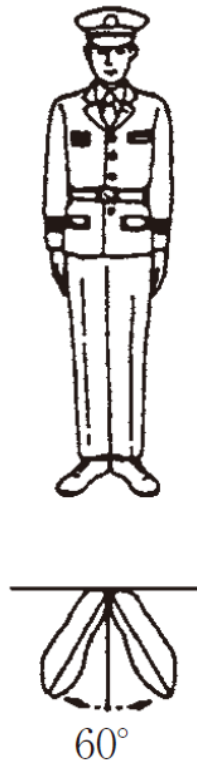
- 1 基礎事項を重視すること。
- 2 主要な動作は反復訓練し、熟練の域にまで到達させること。
- 3 部隊訓練との連けいに常に留意し、かつ、部隊訓練実施の段階においても機会を求めて反復訓練すること。
- 4 個癖是正に努めること。
- 5 諸動作教育の初期段階においては一挙動ごとに区切って教育すること。

停止間の動作

1 基本の姿勢

号令＝「気をつけ」

- ① 両かかとを同一線の上に揃えてつけ、両足先はおおむね 60 度にかけてひとしく外に向ける。ひざはまっすぐのばし、体重をかかとと足の親指付根のふくらみに平均にかける。
- ② 上体を腰の上におちつけ、胸を張る。
- ③ 肩をやや後に引き一様にこれを下げ、
- ④ 腕は自然にたれる。



⑤ 手のひらをももにつけ、指をのばして並べ、中指をおおむねズボンの縫目に当てる。

⑥ あごを引き、頭と首をまっすぐに保ち口を閉じ前方を直視して目を動かさない。

⑦ 女子隊員は、両足先をおおむね 45 度を開き、両手の位置は中指をおおむねスラックス等の縫目にあてるほか、前項による。ただし、かばんを携帯する場合の左手については、左肩にかけたかばんのつり革前方結着部を左手で外側から軽く握り、左ひじを体側に添って自然にまげる。



2 休めの姿勢

(1) 号令＝「整列－休め」

① 左足をおおむね 25 センチメートル左へ活発に開き、ひざを軽く伸ばし、体重を左右の足に平均にかける。

② 手は後ろでズボンのバンドの中央に重ねて組む。手のひらは後にむけて開き、左手の親指と四指で右手の甲と四指を軽く握り、両親指を交差させる。



③ 女子隊員は、「整列－休め」の号令で、左足をおおむね 20 センチメートル左へ活発に開き、同時に手を後ろでスラックス等のバンドに相当する位置に重ねて組むほか、前項による。

(2) 号令＝「休め」

① まず整列休めの姿勢をとり、その後はひじを軽く伸ばし、手を組んだまま手の位置を自然に下げる。

② 女子隊員がかばんを携帯し、かつ、物品等を所持していない場合は、右手のみうしろ手にするほか、前項による。

バンドの中央に重ねた位置とする。



3 右(左)向け

号令＝「右(左)向け－右(左)」

① 左(右)かかとと右(左)つまさきをわずかに上げ、左(右)足の親指付根のふくらみに力を加え、

② 右(左)かかとで右(左)へ 90 度まわる。

③ 左(右)足を活発に右(左)足へ引きつける。

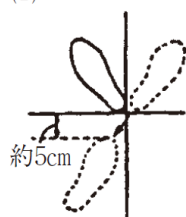


4 後ろ向き

号令＝「まわれ－右」

体重が前に残らぬように右足先を左かかとよりおおむね 5 センチメートル離れるよう後方に引き両かかとで 180 度右にまわる。

(1)



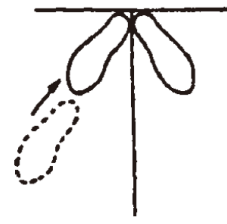
(3)



(2)



(4)



両足先を少し上げる。

右かかとを左かかへと引きつける。

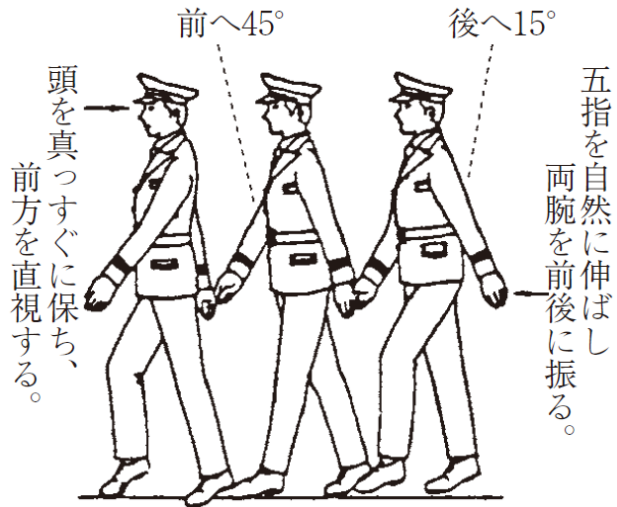
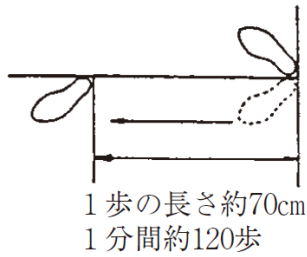
行進間の動作

1 速足行進

号令＝「前へー進め」

予令で体重をわずかに前に移し、動令で左足から前進する。

腕は、ひじを伸ばし、前におおむね45度、後ろにおおむね15度自然にふる。



2 速足行進の停止

号令＝「速あしー止まれ」

① 動令 右足が地につこうとするときかかった場合



② 動令 左足が地につこうとするときかかった場合



①②の何れの場合でも後ろになっている足を一步前に踏み出し、次の足を引きつけて止る。

3 右(左)向け発進

号令＝「右向け前へー進め」

① 停止間より行進を起すと同時に右に発進する場合は左足先を内にして半歩踏み出す。

② 右足を新行進方向にふみ出し行進する。

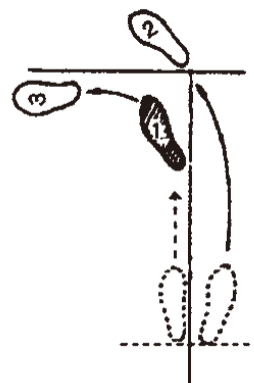


号令＝「左向け前へー進め」

① 停止間より行進を起すと同時に左に発進する場合は左足を1歩前方に踏み出す。

② 第2歩目(右足)を足先を内にして半歩踏み出す。

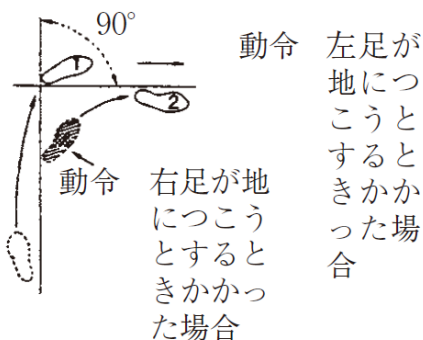
③ 左足を新行進方向に踏み出し行進する。



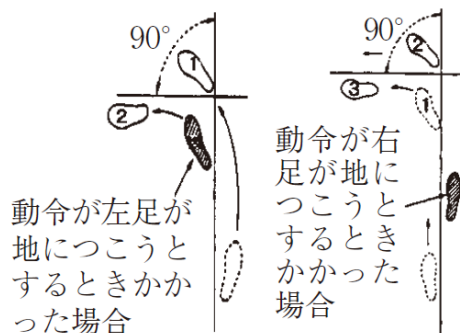
4 行進中の右(左)向け

号令＝「右(左)向け前へー進め」

① 行進中の右向き順序



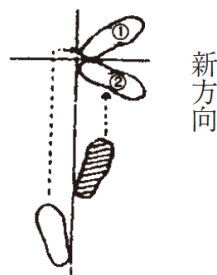
② 行進中の左向き順序



5 行進中の右(左)向け停止

号令＝「右(左)向けー止れ」

① 左(右)足を新方向に向けて半歩前にふみ出す。

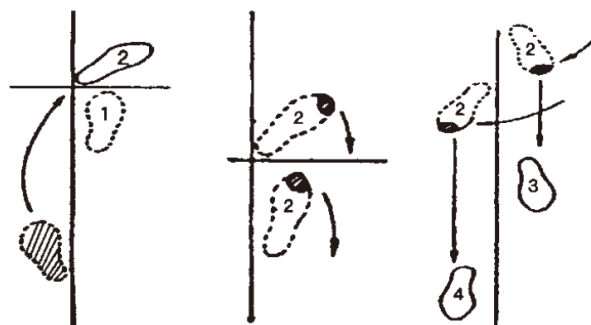


② 右(左)足を引きつけて停止する。

6 行進中の後ろ向き

号令＝「まわれ右前へー進め」

① 左足が地につこうとするとき動令をかける。右足を1歩ふみ出し左足先を内にして右足先の前に半歩ふみ出す。



② 両足先で180度右にまわる。

③ 左足をふみ出し行進する。

7 かけ足行進

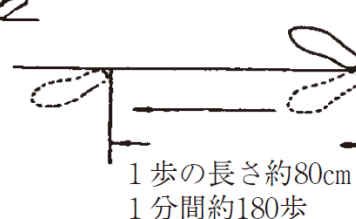
号令＝「かけ足ー進め」

① 予令で両手を握り甲を外にして腰にあげ体重をわずかに前へ移す。



② 動令で左足から前に踏み出す。

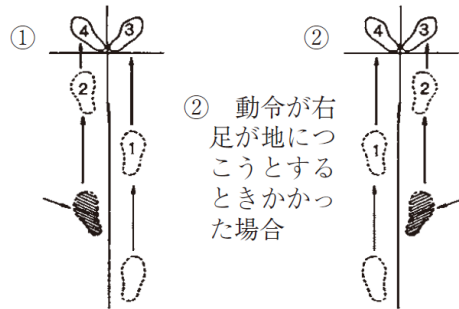
③ 腕を前後に自然にふる。



8 かけ足行進

号令＝「かけ足－止まれ」

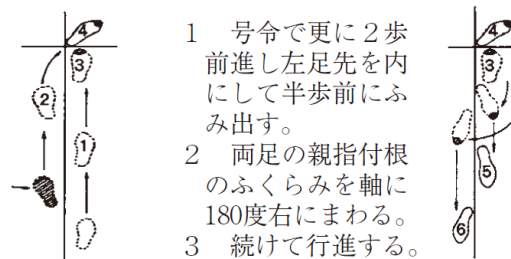
- ① 動令が左足が地につこうとするときかかった場合
- 1 号令で更に2歩前進
 - 2 次に後ろの足を1歩踏み出し
 - 3 次の足を引きつけて止る
 - 4 次に両手をおろす



9 かけ足行進の後ろ向き

号令＝「まわれ右前へ－進め」

動令が左足が地につこうとするときかかった場合

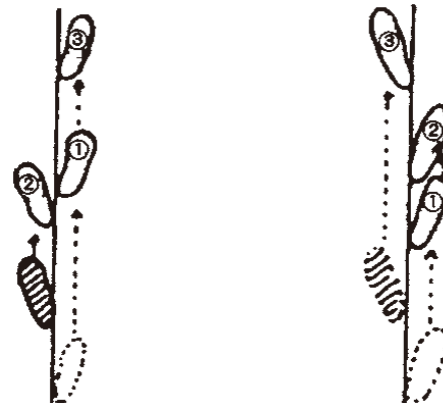


- 1 号令で更に2歩前進し左足先を内にして半歩前にふみ出す。
- 2 両足の親指付根のふくらみを軸に180度右にまわる。
- 3 続けて行進する。

10 足のふみ変え

号令＝「足を－変え」

- ① 速足行進中に号令があったときは右(左)足を1歩ふみ出し、右(左)かかとの近くに左(右)足先をつけると同時に右(左)足でふみ出す。
- ② かけ足行進中に号令があったときは左(右)足は上げたまま右(左)足で更に1回跳躍して、地についたら次の左(右)足からかけ足行進にうつる。



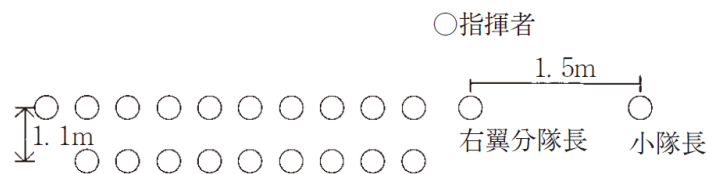
部隊訓練

1 横隊の集合

号令＝「集れ」

- 1 指揮者は、基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「集れ」の号令をかける。
なお、手をおろす時期は、右翼分隊長が「基準」と呼称したときとし、指導者の位置に移動する。
- 2 右翼分隊長は指揮者の前方おおむね5メートルの距離をとって基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「基準」と呼称し、横隊の定位につく。手をおろす時期は、列員のおおむね3分の1程度が、集合線に入ったときとする。

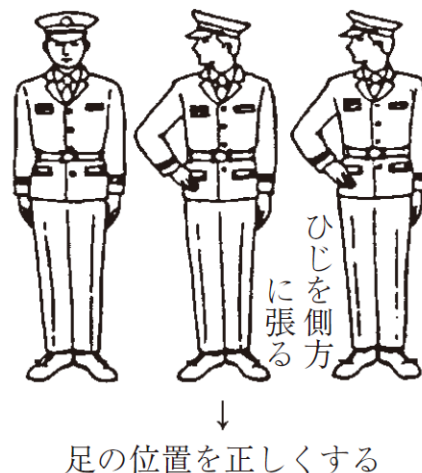
- 3 右翼分隊長は、手をおろした後、頭を左に向け自己に近い2・3の列員を正しく整頓線上に位置させ、隊列の整頓状況を確認したのち頭を正面に復する。
- 4 列員は身長順に2列になり前の者から1.1メートルの距離をとり整列。
- 5 隊員は右手を腰にあて後列のものは前列の者にならったのち右方に整頓し整頓が終われば右より手をおろす。
- 6 後列一番員は右翼分隊長の動作に準じて、頭を左に向け自己に近い2・3の列員を正しく整頓線上に位置させ、右翼分隊長が頭を正面に復した後、すみやかに頭を正面に復する。



2 横隊の整頓

号令＝「右(左)へーならえ」

- 1 右翼分隊長及び後列一番員は、頭を左に向け、その他の列員は右手を腰にあてひじを側方に張る。
- 2 後列員はまず正しく前列員に重なって距離を1.1メートルとる。
- 3 次に頭を右(左)へまわし右(左)列員にならい整頓する。



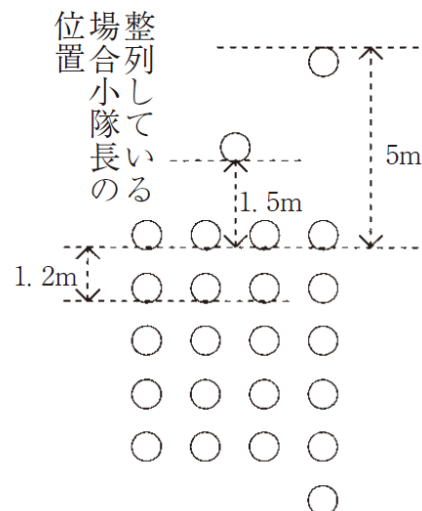
号令＝「直れ」

- 1 隊員は頭を正直に復す。

3 縦隊の集合

号令＝「縦隊に一集れ」

- 1 指揮者は、基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「縦隊に一集れ」の号令をかける。指揮者の位置に戻る時期等の要領は、横隊の集合と同様に行う。



- 2 最右翼列の先頭分隊長は指揮者の前方5メートルの距離をとって基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「基準」と呼称し、縦隊の定位につく。手をおろす時期は横隊と同じ。
- 3 最右翼列員は基準列員となり、隊員間の距離おおむね 1.2 メートルをとって前列員に重なったのち、頭を左に向ける。
- 4 隊員は基準(右側)列員を基準とし右手を腰にあてて前方の者に重なった後、頭を基準列員に向け自発的整頓を行う。
- 5 最右翼列の先頭分隊長は、隊列の整頓状況を確認したのち、頭を正面に復し、順次基準列員も頭も正面に復する。

4 縦隊の整頓

号令＝「ならえ」

- 1 最右翼列の先頭分隊長は頭を圧に向け、基準列員は 1.2 メートルの距離をとり先頭分隊長に重なった後、列員の方に頭を向ける。
- 2 その他の列員は右手を腰にあて前方の者に重なって基準列員の方に頭を向け整頓する。
- 3 最前列の列員が頭を基準列員に向ける時期は、指揮者の号令と同時である。

号令＝「直れ」

- 1 隊員は頭を正面に復す。
- 2 右手をおろす

5 小隊訓練の号令

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 (横隊の集合) | 「集まれ」 |
| 2 (縦隊の集合) | 「縦隊に一集まれ」 |
| 3 (横隊の整頓) | 「右(左)へーならえ」 |
| 4 (側面縦隊、縦隊の整頓) | 「ならえ」 |
| 5 (右(左)向き) | 「右(左)向けー右(左)」 |
| 6 (後ろ向き) | 「まわれー右」 |
| 7 (行進中の右(左)向き) | 「右(左)向け前へー進め」 |
| 8 (行進中の後ろ向き) | 「まわれ右前へー進め」 |
| 9 (行進中の側面縦隊の左(右)向き停止) | 「左(右)向けー止まれ」 |
| 10 (斜行進) | 「斜めに右(左)へー進め」 |
| 11 (みち足) | 「歩調やめ」「歩調とれ」 |
| 12 (行進の停止) | 「小隊ー止まれ」 |

13 (横隊の方向変換)	「右(左)に向きを変えー進め」
14 (横隊の方向変換後直ちに停止)	「右(左)に向きを変えー止まれ」
15 (横隊の半ば右(左)に方向転換)	「半ば右(左)に向きを変えー進め」
16 (側面縦隊及び縦隊の方向転換)	「くみぐみ右(左)へー進め」
17 (側面縦隊及び縦隊半ば方向転換)	「くみぐみ半ば右(左)へ進め」
18 (側面縦隊の横隊変換)	「左(右)へ並べー進め」
19 (側面縦隊の横隊変換後直ちに停止)	「左(右)へ並びー止まれ」
20 (横隊の側面縦隊変換)	「右(左)向けくみぐみ右(左)へー進め」
21 (解散)	「別れ」

○ 礼式の目的

礼節を明らかにして、規律を正し、隊員の品位の向上を図るとともに、和衷協同して隊員の団結をきょう固にし、もって消防一体の実をあげる。

1 敬礼動作

① 挙手注目の敬礼は、受礼者に向って姿勢を正し、右手をあげ、指を接してのばし、ひとさし指と中指とを帽子の前ひさしの右端にあて、手のひらを少し外方に向け、ひじを肩の方向にほぼその高さにあげ、受礼者に注目して行う。

② 最敬礼は、受礼者に向って姿勢を正し、注目して後、上体をおおむね45度前に傾け、頭を正しく保って行う。

ただし帽子をもっているときは、右手で前ひさしをつまみ内部をももに向けて垂直に下げ左手はももにつけたれる。

③ 15度の敬礼は、上体をおおむね15度前に傾けて行うほか前号に準じて行う。

④ かしら右(左・中)又は注目の敬礼の場合、指揮者は上体を受礼者に向け、挙手注目の敬礼を行い隊員は注目して行う。ただし頭を向ける角度はおおむね45度を限度とする。

⑤ 姿勢を正す敬礼は、基本の姿勢をとって行う。

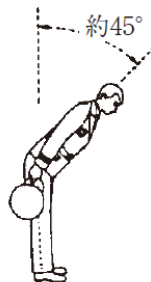
⑥ 但し、右手をあげることができないとき又は正規の方法によりがたいときは15度の敬礼を行う。

①



(挙手注目の敬礼)

②



(最敬礼)

③



(敬礼)

○ 答 礼

室外の部隊に対する答礼は、挙手注目の敬礼を行うものとする。この場合、正面、指揮者、隊の全面、左翼、隊の中央の順に上体を向け行うものとする。

○ 訓練指導者の心構え

(1) 訓練の目的

隊員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を确实軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎を作る。

(2) 礼式の目的

- ① 上下階級にしたがって礼節を明らかにする。
- ② 規律を正しくする。
- ③ 品位の向上を図る。
- ④ 和衷協同して団結を強固にする。

(3) 訓練の主眼

- ① 個人の規律心のかん養、确实軽快な動作及び厳正な態度の練成。
- ② 指揮者としての指揮能力及び教育能力の養成。
- ③ 団結力、規律及び士気並びに協同動作のかん養。
- ④ 車両及び機械器具の愛護及び整備。

(4) 話しをする時には

- ① 語尾が明朗であること。
- ② 相手の名前を早くおぼえる。
- ③ 指名する場合は、答えられる人に聞く。
- ④ 良くできたら、ほめる。
 - ・解らないときは、しかることも良い。
 - ・べたぼめは悪い、心からほめる。

(5) 教育訓練を通じて

- ① 豊かな知識と明確な思考力の養成。
- ② パーソナリティ(人格個性)を向上させる。
- ③ よい人間関係をつくる

(6) 指導者の良いタイプ

- ① 姿勢が安定している。
- ② 一人ひとりに向かって話しているように思わせる。
- ③ 礼儀(威張らない)信頼感を持つ。
- ④ 軽蔑しない。
- ⑤ あてこすりを入れない。

信頼・協力を得るために

一個の人格の発露……………使う言葉

態度行動

表情

(7) 指導者の悪いタイプ

- ① 自己陶醉型(一人よがり)
- ② 自信が持てない(おどおどしどろもどろ)
- ③ 説教型

○ 指導要領

(1) 事前の準備

- ① 早めに準備する。
 - * 事務局のねらいに添い如何に指導するか。
 - ア. 明確なねらいがある。
 - イ. 相手は組織人であり子供ではない。(批判力を持っている)
 - ウ. 自分自身が頼りである。
- ② 指導は筋立を考える。
 - * 導入本体まとめの一貫性を持つ。
- ③ 材料は多めに用意
 - * 自分自身が安心をする。
 - (理解できない時は、多い材料から選ぶ)
- ④ 指導計画(レッスンプラン)をつくる。
 - * 対象者担当時間の長さ時間のゆとりを考える。
- ⑤ レジユメをつくる。
 - * 話の重点を決め、内容を絞る。
 - (配布資料資機材の活用)

⑥ 体調を整える。

* ベストコンディション。

(2) 指導の実施

① 明瞭な話し方

ア. 語尾をハッキリ

(言葉で相手に伝える事は非常に難しい。どのように理解させるか。)

イ. 歯切れよくしゃべる。

② 関心を引きつける工夫

ア. 自分の知っている事を自分の言葉で相手に伝える。

イ. 動作行動身振り手振りで関心を引く。

ウ. 例を話し、有名な逸話経験談をする。

③ ポイントの強調

ア. 繰り返しやる。

イ. 話の直前に1拍、2拍の間を置き注意を引きつける。

ウ. トーン、音量を変える。

エ. 黒板に書く。

④ 相互交流の工夫

⑤ 教材器具の留意点

ア. チョークの色

イ. 板書は下1/4は使えない。

⑥ 時間管理

ア. 時間帯(休憩)

イ. 最初の講義は時間が足りない。

前段で時間を食う

最後は時間が無くなる

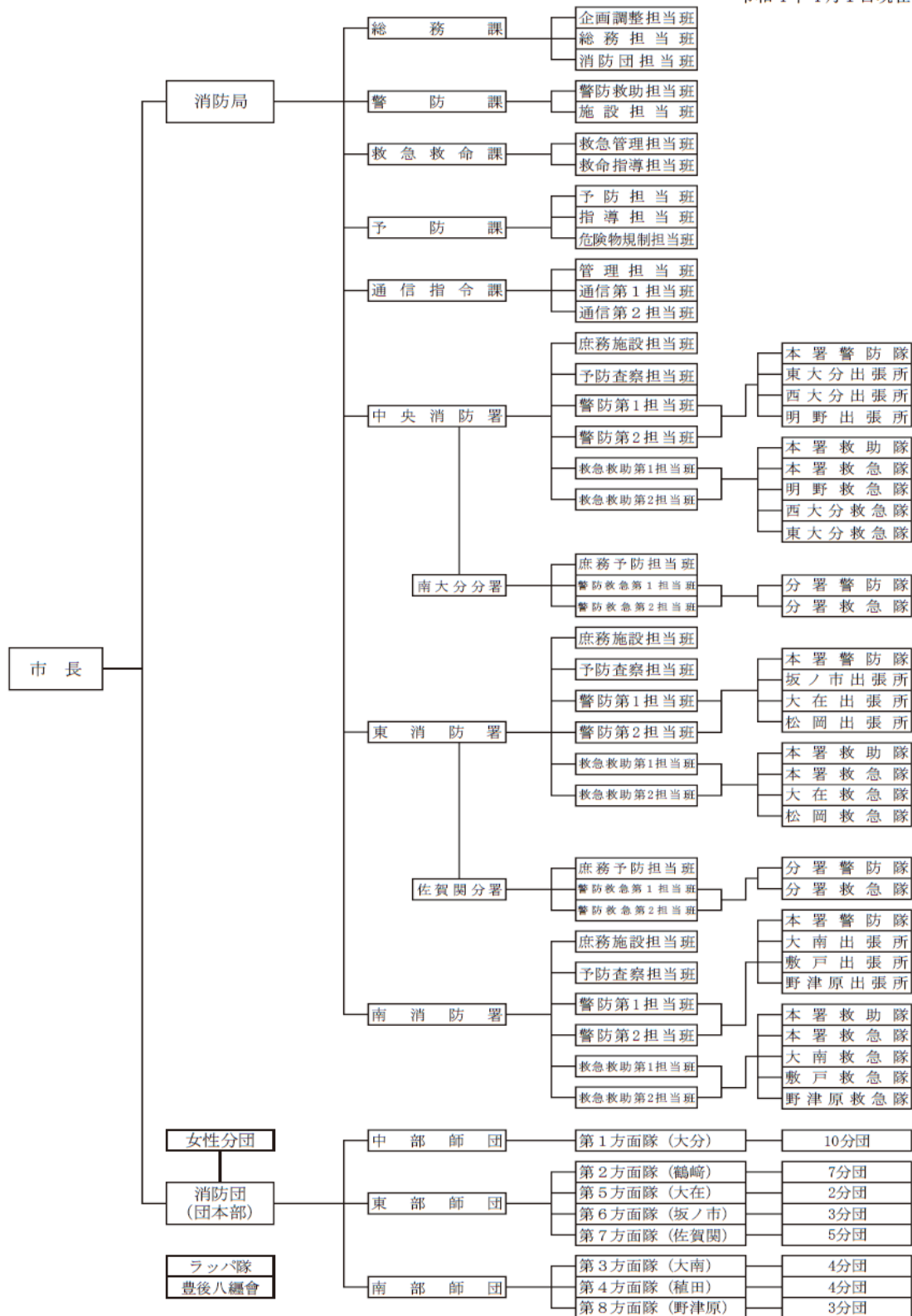


竜頭だ尾

⑦ 休憩のタイミング

11 消防組織図

令和4年4月1日現在



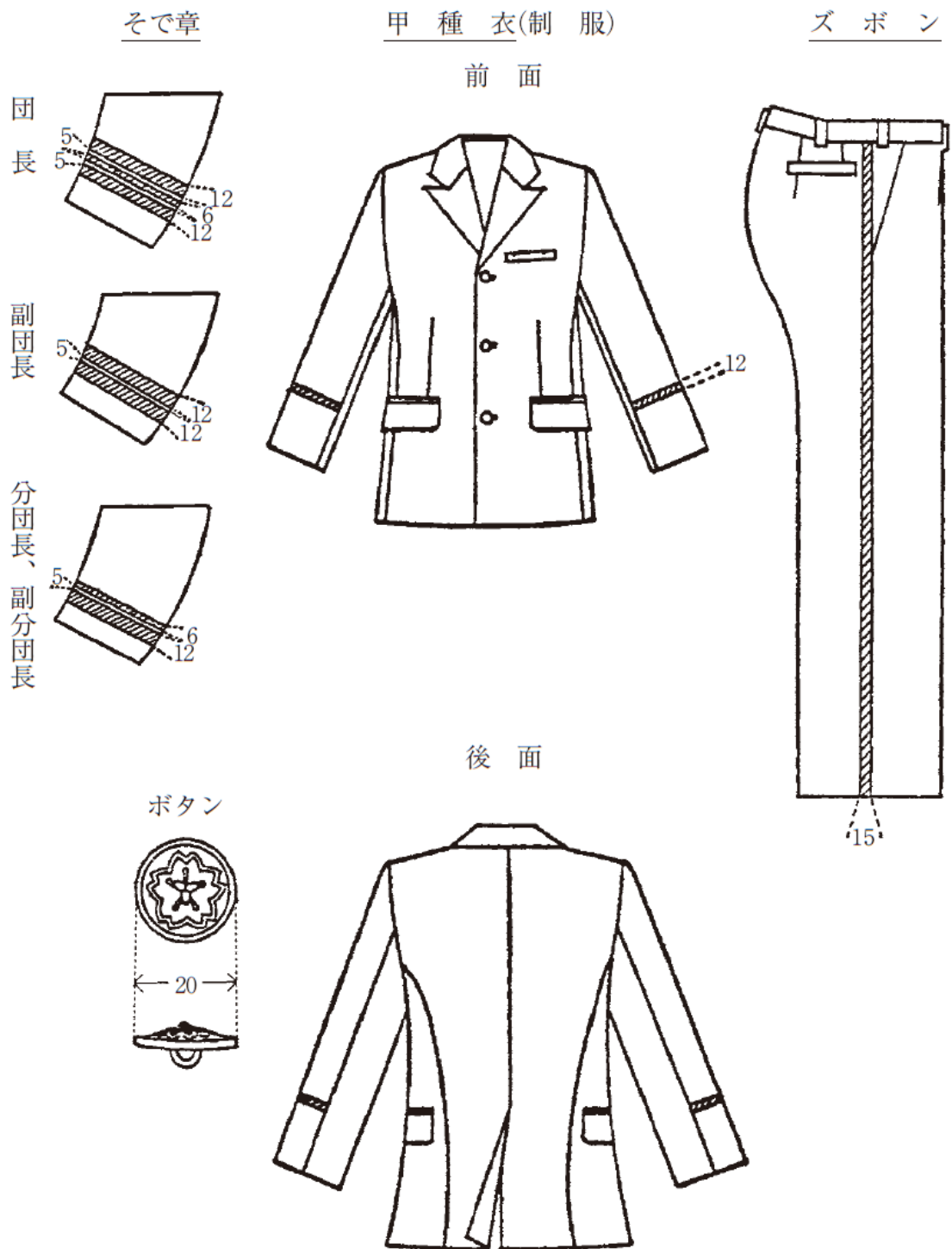
12 消防署並びに方面隊別管轄区域図



13 各方面隊の分団名

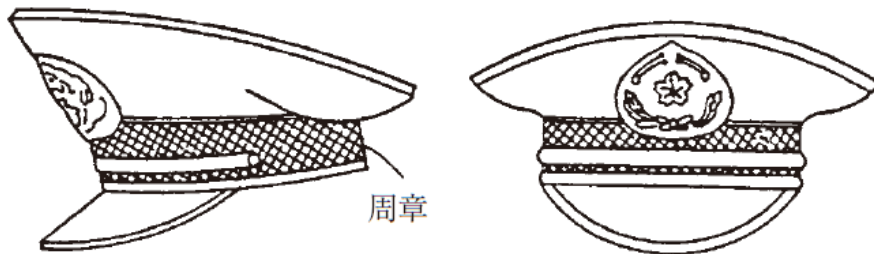
師団名	方面隊名	本部及び分団名	分団数	部数	班数	管轄区域	
消防団本部							
中部師団	第1方面隊 (大分)	女性分団	1	3	3		
		第1方面隊本部					
		金池分団	1	2	2	金池校区、長浜校区、碩田学園校区の一部	
		中島分団	1	2	2	碩田学園校区の一部	
		春日分団	1	3	3	春日町校区、西の台校区の一部、碩田学園校区の一部	
		大道分団	1	2	2	大道校区、春日町校区の一部、西の台校区の一部、碩田学園校区の一部	
		南大分分団	1	7	7	南大分校区、城南校区、豊府校区、荏隈校区	
		八幡分団	1	6	6	八幡校区、神崎校区	
		滝尾分団	1	6	6	滝尾校区、下郡校区、森岡校区、明野西校区の一部、明野東校区の一部	
		東大分分団	1	4	4	東大分校区、津留校区、舞鶴校区、明野北校区の一部、明野西校区の一部	
	日岡分団	1	1	1	日岡校区		
桃園分団	1	3	3	桃園校区、明野北校区の一部			
方面隊計			10	36	36		
師団計			10	36	36		
東部師団	第2方面隊 (鶴崎)	第2方面隊本部					
		鶴崎分団	1	5	5	鶴崎校区	
		別保分団	1	3	3	別保校区	
		三佐分団	1	3	3	三佐校区	
		明治分団	1	5	5	明治校区、明治北校区、明野東校区の一部、明野西校区の一部、明野北校区の一部	
		高田分団	1	2	2	高田校区	
		川添分団	1	3	3	川添校区	
		松岡分団	1	3	3	松岡校区	
	方面隊計			7	24	24	
	第5方面隊 (大在)	第5方面隊本部					
		大在分分団	1	5	5	大在校区の一部、大在西校区	
		大在東分分団	1	6	6	大在校区の一部	
		方面隊計			2	11	11
	第6方面隊 (坂ノ市)	第6方面隊本部					
		坂ノ市分団	1	6	6	坂ノ市校区	
		小佐井分団	1	3	3	小佐井校区	
		丹生分団	1	5	5	丹生校区	
	方面隊計			3	14	14	
	第7方面隊 (佐賀関)	第7方面隊本部					
		本神崎分団	1	3	3	こうざき校区	
		志生木分団	1	4	4	こうざき校区の一部、佐賀関校区の一部	
		佐賀関上浦分団	1	2	2	佐賀関校区の一部	
		佐賀関下浦分団	1	5	5	佐賀関校区の一部	
一尺屋分団		1	5	5	佐賀関校区の一部		
方面隊計			5	19	19		
師団計			17	68	68		
南部師団	第3方面隊 (大南)	第3方面隊本部					
		戸次分団	1	5	12	戸次校区、上戸次校区の一部	
		判田分団	1	5	5	判田校区	
		竹中分団	1	5	7	竹中校区、上戸次校区の一部	
		吉野分団	1	5	8	吉野校区	
	方面隊計			4	20	32	
	第4方面隊 (植田)	第4方面隊本部					
		東植田分団	1	7	7	東植田校区、敷戸校区、鶯野校区、寒田校区、田尻校区	
		植田東部分分団	1	6	6	植田校区の一部、宗方校区の一部	
		植田西部分分団	1	6	6	横瀬校区、横瀬西校区、植田校区の一部、宗方校区の一部	
		賀来分団	1	8	8	賀来校区	
	方面隊計			4	27	27	
	第8方面隊 (野津原)	第8方面隊本部					
		野津原東部分分団	1	7	7	野津原校区の一部	
		野津原中部分分団	1	7	7	野津原校区の一部	
		野津原西部分分団	1	6	6	野津原校区の一部	
	方面隊計			3	20	20	
師団計			11	67	79		
団計	3師団	8方面隊	39	174	186		

14 消防団員の制服



※ 甲種衣は副分団長以上に貸与。

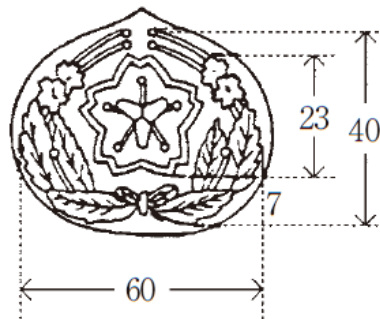
制 帽



あごひも留めボタン



き 章

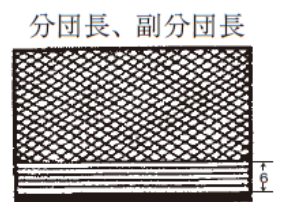


周

章

保安帽の階級周章

制帽周章



階 級	保安帽	周 章
団 長	8 4 4 4 8	
副 団 長	8 4 8	
分 団 長	4	
副分団長	4	
部 長	8	
班 長		
団 員	4	

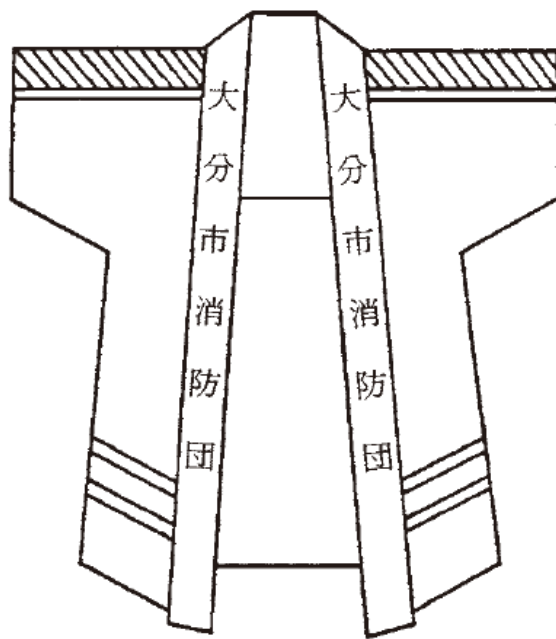
夏衣・乙種衣 (法被)

夏衣

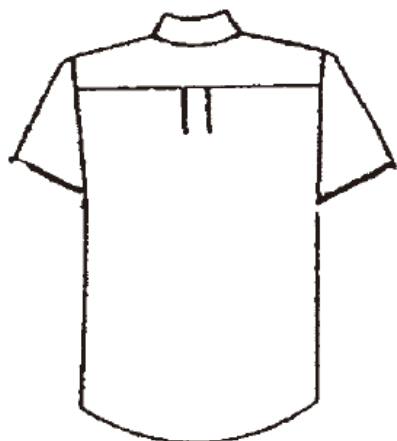
前面



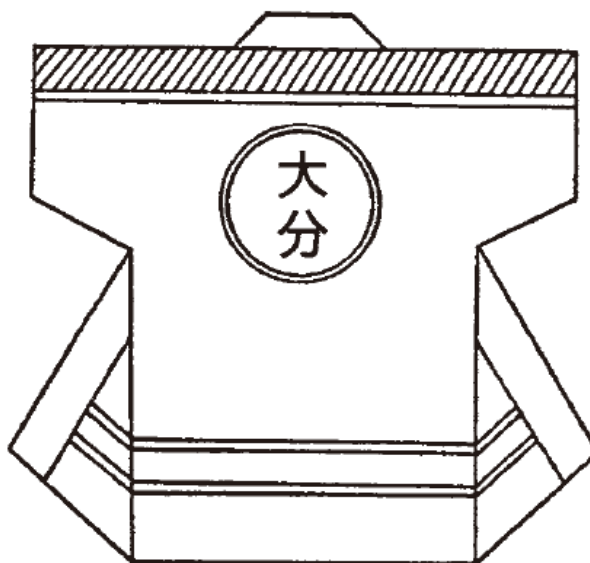
前面



後面



後面



- ※ 夏衣は副分団長以上に貸与。
- ※ 乙種衣は、全団員に貸与。

活 動 服

前 面

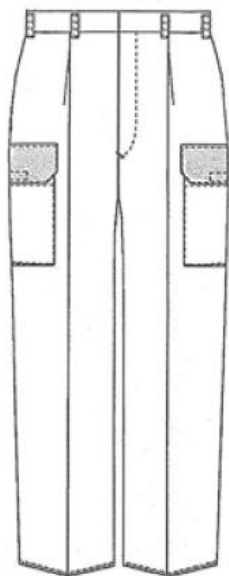


後 面

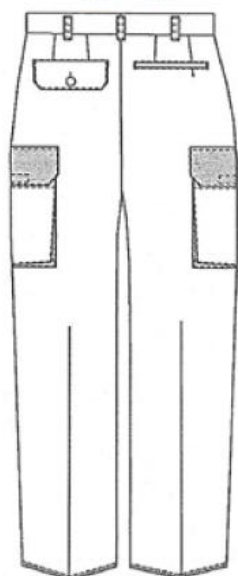


ズボン

前 面



後 面

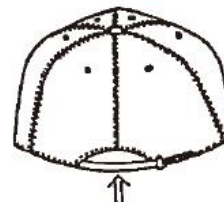


アポロキャップ

(前 面)

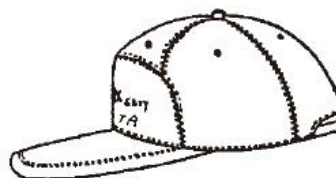


(後 面)



※アジャスター (サイズ調整用)

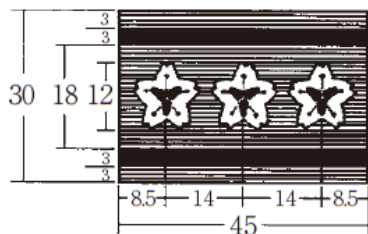
(側 面)



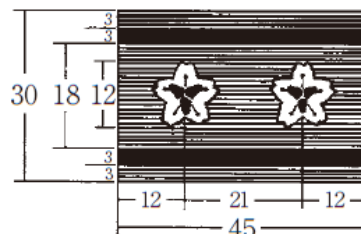
※ 活動服・アポロキャップは全団員に貸与。

階 級 章

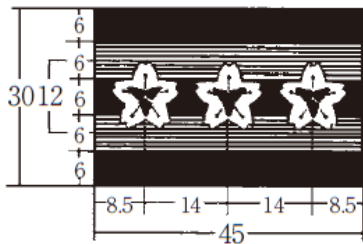
団 長



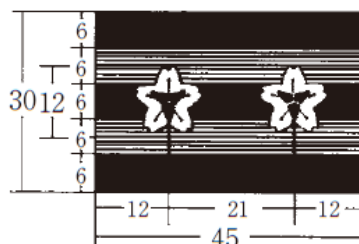
副団長(方面隊長)



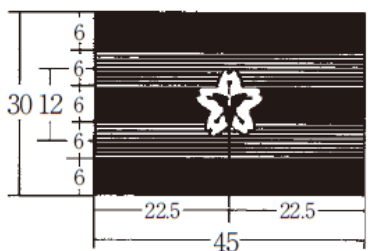
副 隊 長
分 団 長



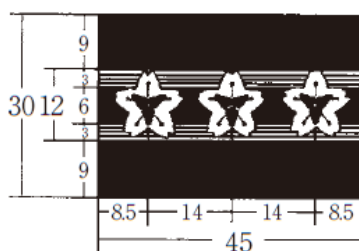
副分団長



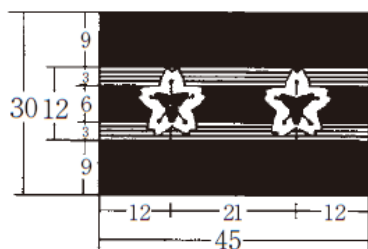
部 長



班 長



団 員



15 その他

○かた昼消防団について

かた昼消防団とは？

かた昼消防団は消防団活動を中学生に体験してもらうことにより、消防団に対する理解を深め、未来の消防団員を育成しようと、平成12年に賀来地区の地元自治会、学校、消防団が協力して立ち上げ、平成28年以降、その活動を市内全域に広げています。主な活動内容は、消防団員が小中学生に消防・防災の体験をさせることであり、子ども時代からの防災意識醸成を目的としています。また、地域をつくる様々な主体(自治会・自主防災会・防災士・婦人会・PTA・企業・NPO など)がかた昼消防団活動に参加することで、将来の地域を担う子どもを中心とした防災の輪を形作り、地域防災力の向上に繋げることができる、将来性豊かな取り組みです。

令和3年4月から、かた昼消防団は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に規定される「少年消防クラブ」の位置づけとなりました。

これにより、従来の活動に加え、消防学校への入校や、少年消防クラブ交流会への参加が可能となります。



「かた昼」とは・・・
大分の方言で「半日」を意味しています。この体験活動がかた昼、つまり半日を目安に行われることに由来しています。



○かた昼消防団育成のための消防局の取り組み

かた昼消防団への指導は消防団各分団が行います。ですが、消防局としても消防団によるかた昼消防団の育成を支援するために以下のような取り組みをします。

(1) 結成支援

児童の勧誘の際に使用するチラシの提供や教育委員会、自治会(自主防災組織)との調整に協力します。

(2) 法被等貸与

児童が活動する際に着用する法被や帽子について消防局が貸与します。

(3) 活動に要する経費補助

かた昼消防団の育成に要した経費について年間10万円を上限に「大分市かた昼消防団育成交付金」として補助します。

(4) 活動支援

指導に使用する資機材や地震体験車の出張など幅広い活動ができるよう協力します。また、指導のための団員の出勤報酬も支給します。



かた昼消防団の要件

かた昼消防団には、いくつかの要件を設けています。消防局はかた昼消防団に対して法被の貸与や活動に要する経費の補助を計画していますが、そのためには、かた昼消防団がそのような行為の相手方として問題がない団体であることが要件となってくるからです。

(1) 定義

かた昼消防団とは「小中学生に消防団活動を体験させるため、分団による監督の下、分団の所管区域内の小中学生おおむね5人以上で構成された組織」とします。

(2) 地区要件

消防団各分団が所管する区域を1つの単位とします。中には、1つの小学校区を2つの分団で管轄している場合があります。その場合、参加児童はどちらか一方に参加していただいて構いません。もちろん、別々でも構いません。参加する児童が友人同士で離ればなれにならないよう配慮してください。

※1つの分団が同一小学校区で複数のかた昼消防団を結成することはできません。また、2つの分団で1つのかた昼消防団を監督することもできません。

(3) 人数要件

消防活動は複数で行うのが基本です。そのため概ね一分団5人以上を目安とします。また、上限についても設けません(ただし交付金は年間10万円までとします)。

(4) 学年要件

概ね小学1年生から中学3年生とします。なお、児童が消防車両に乗車したり放水ホースに触れるなど注意を要する場面も想定されるので、配慮をお願いします。

(5) 活動要件

実際に活動を行い、支出を伴わないと交付金は支出できません。また、活動実績が乏しいと消防に関する知識は身につかないと思われます。反復活動が非常に重要です。そこで、以下の点に努めてください。

(ア) 1年度につき2回以上の活動

(イ) かた昼消防団の全ての団員が1年度につき2回以上活動に参加すること。※共にあくまで「努力規定」であり、必ず行わなければならないというわけではありません。

女性消防団員の現場活動における留意点について

妊産婦等の就業制限の業務の範囲

×…女性を就かせてはならない業務

△…女性が申し出た場合就かせてはならない業務

○…女性を就かせてもさしつかえない業務

女性労働基準規則第2条第1項		就業制限の内容		
		妊婦	産婦	その他の女性
1号	重量物を取り扱う業務(別表1参照)	×	×	×
2号	ボイラーの取扱いの業務	×	△	○
3号	ボイラーの溶接の業務	×	△	○
4号	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
5号	運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○
6号	クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
7号	動力により駆動させる土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
8号	直径が25センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤(自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。)に木材を送給する業務	×	△	○
9号	操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○
10号	蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○
11号	動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さ8ミリメートル以上の鋼板加工の業務	×	△	○
12号	岩石又は鉱物の破碎機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
13号	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務	×	△	○
14号	高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	△	○
15号	足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
16号	胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
17号	機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
18号	別表2の1に掲げる有害物を発散する場所において行われる別表2の2に掲げる業務	×	×	×
19号	多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
20号	著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
21号	多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
22号	著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
23号	異常気圧下における業務	×	△	○
24号	さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

<別表1>

下の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重量(単位:kg)	
	断続作業	継続作業
満 16 歳未満	12	8
満 16 歳以上満 18 歳未満	25	15
満 18 歳以上	30	20

<別表 2 >

1. 対象有機物(26 物質)

[特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの]

1 塩素化ビフェニル(PCB)	8 五酸化バナジウム
2 アクリルアミド	9 水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)
3 エチルベンゼン	10 塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)
4 エチレンイミン	11 砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)
5 エチレンオキシド	12 ベータープロピオラクトン
6 カドミウム化合物	13 ペンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩
7 クロム酸塩	14 マンガン

注 カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

[鉛中毒予防規則の適用を受けているもの]

15 鉛およびその化合物

[有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの]

16 エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	22 テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)
17 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	23 トリクロルエチレン
18 エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	24 トルエン
19 キシレン	25 二硫化炭素
20 N, N-ジメチルホルムアミド	26 メタノール
21 スチレン	

2. 対象業務

- ① 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」(規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
- ② タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

注 電離放射線障害防止規則では、放射線業務従事者の被ばく限度等につき、妊娠する可能性がないと診断された女性、妊娠中でない妊娠可能な女性、妊娠中の女性で異なる規制を設けています。

消防学校配布指導員記章の着用位置について

下図を参考に記章を活動服左胸に着用してください。

※台座は大分市消防団の刺繍から1cm 空けて貼ってください。

(マジックテープは指導員課入校後、消防学校より配布されます)



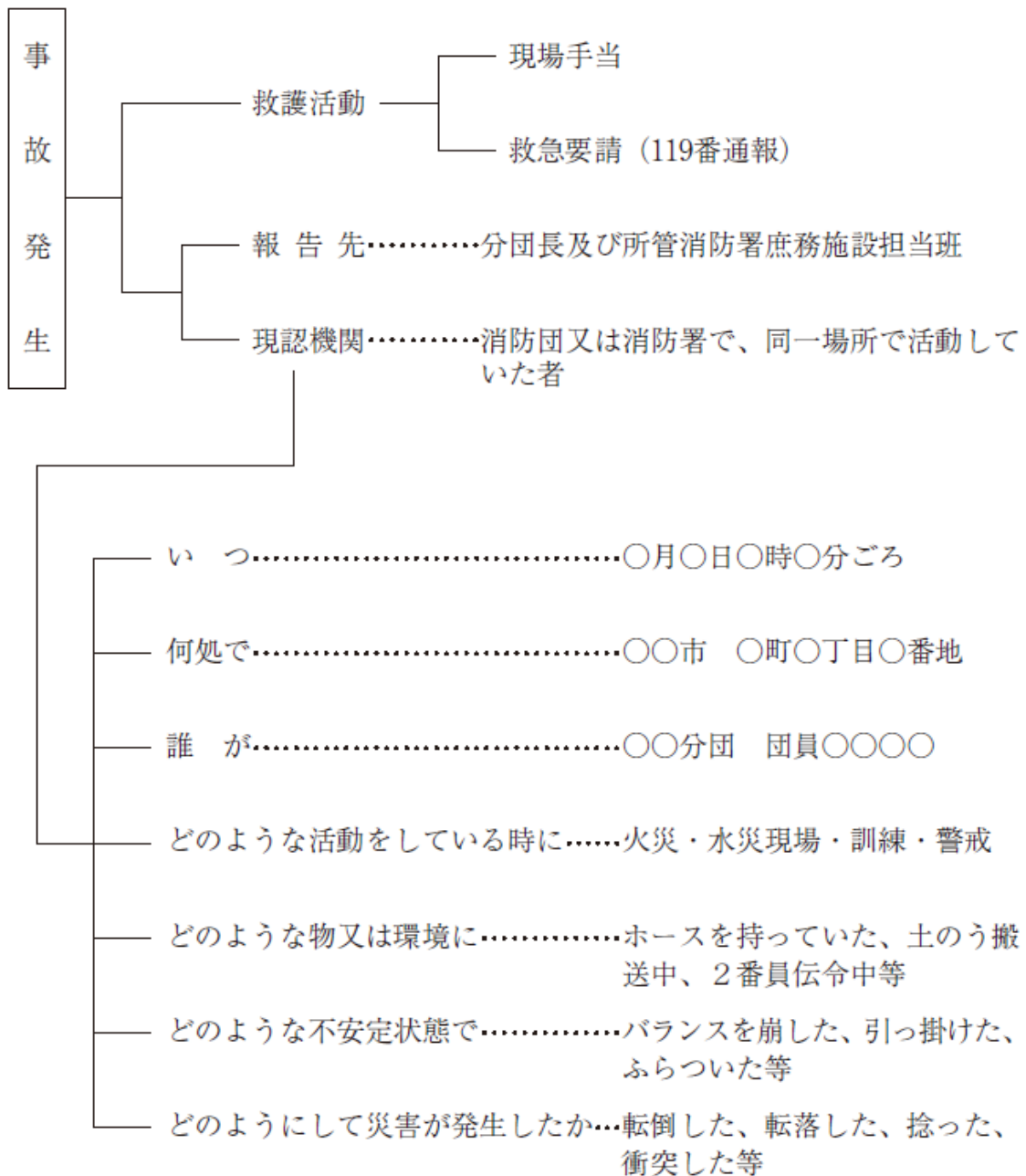
記章



- ・操 ～ ポンプ操法指導員養成科
- ・礼 ～ 訓練礼式指導員養成科
- ・火 ～ 火災防ぎょ指導員養成科
- ・防 ～ 防災指導員養成科

参 考 資 料

(1) 公務災害発生時の事務処理



※ 次の内容で報告してください。

災 害 発 生 届

1 災害を受けた者の住所等

大分市消防団 分団 部 階級
(住所) 大分市
(職業) _____
(氏名) _____ 年 月 日生

2 災害を受けた日時 年 月 日 午 前
後 時 分頃

3 災害を受けた場所 大分市 _____

4 災害を受けるに至った経緯

5 災害の程度 _____

6 現認者住所等 大分市

大分市消防団 分団 部 階級 _____ 氏名 _____

年 月 日

上記のとおり届出します。

届出者氏名 _____ 印

大 分 市 消 防 団 長 殿

○ 大分市学生消防団活動認証制度実施要綱(抜すい)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大学、大学院又は専門学校(以下「大学等」という。)に通学しながら、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等(大学等に通学する者をいう。以下同じ。)の就職活動を支援するため市長がその功績について の認証(以下「認証」という。)を行うことで、大学生等の本市の消防団への積極的な加入を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として実施する大分市学生消防団活動認証制度(以下「認証制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証対象者)

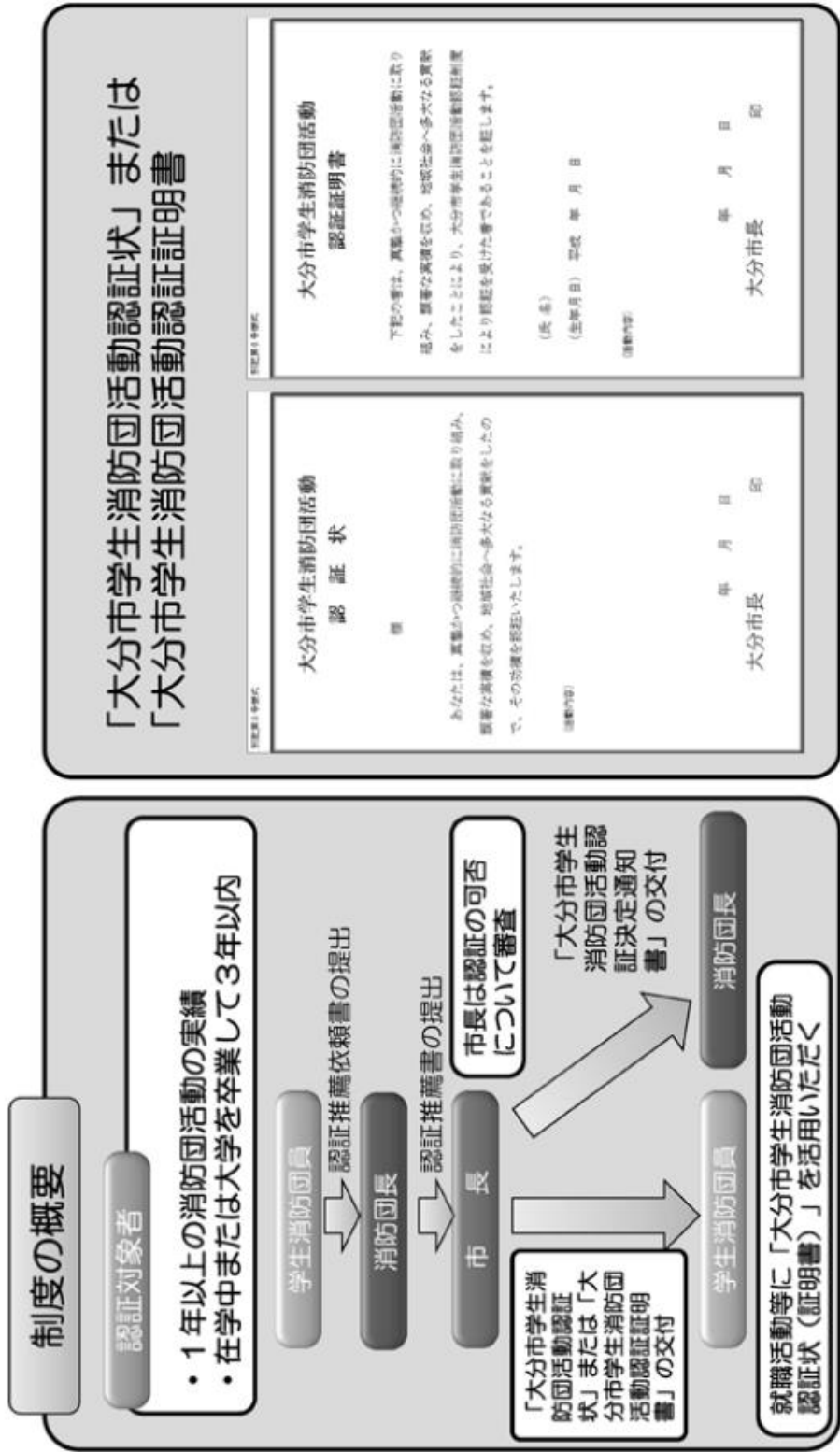
第2条 認証の対象となる者(以下「認証対象者」という。)は、大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者であって、大学等の在学中に本市の消防団員として1年以上(大学等の在学中に他の市町村の消防団員として消防団活動をした実績がある者にあつては、当該活動をした期間を合算して1年以上)継続的に消防団活動を行ったものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

学生消防団活動認証制度について（概要）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を修め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生、専門学校生等について本市がその実績を認証し、就職活動等に活用していただく制度です。



「大分市学生消防団活動認証状」または「大分市学生消防団活動認証証明書」

<p>大分市学生消防団活動 認 証 状</p> <p>あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を修め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を称賛いたします。</p> <p>消防団長</p> <p>年 月 日 印 大分市長</p>	<p>大分市学生消防団活動 認 証 証 明 書</p> <p>下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を修め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、大分市学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。</p> <p>(氏名)</p> <p>(生年月日) 平成 年 月 日</p> <p>消防団別</p> <p>年 月 日 印 大分市長</p>
--	---

○ 大分市消防団員互助会規約(抜すい)

(会 員)

本会は大分市消防団員互助会と称し、大分市消防団員にて組織する。

(目 的)

消防団員の相互扶助と組織的な団結を強めると共に団員相互の連帯を深めることを目的とする。

(事 業)

本会は相互扶助の目的を達成するため、消防団員弔慰金、罹災見舞金及び公傷見舞金、結婚祝金、祝電並びに弔電の発信に関する事業を行う。

(給 付)

この会が行う給付の種類は、弔慰金、罹災見舞金、公傷見舞金、結婚祝金とする。

- (1) 弔慰金の内、親とは実父母(養子の場合は養父母)をいう。
- (2) 罹災見舞金は会員名義で会員が居住している住宅(非住宅は含まない)が災害を受けた場合に支給する。ただし、激甚災害に指定された災害による被害に対しては支給しない。
- (3) 会員の名義でない住宅に会員が居住し、災害により損害を受けた場合は、会員名義でない住宅災害欄により支給する。ただし、激甚災害に指定された災害による被害に対しては支給しない。
- (4) 公傷見舞金は、会員が消防作業等の公務中負傷し、1週間以上入院した場合に支給する。
- (5) 会員が結婚した場合は、結婚祝金を支給する。(但し、1回に限る)また、本人等の申請がある場合には、結婚式時に祝電を団長、所属方面隊長名で発信する。
- (6) 班長、団員の配偶者、実父母(養子の場合は養父母を含む)、同居者(子供)が死亡した場合は、弔電を発信する。ただし、部長以上は弔電区分により公費で発信する。
- (7) 支給額は表のとおりとする。

会員が死亡したとき、給付を受ける範囲及び順位は、配偶者、子供、実父母(養子の場合は養父母)、孫、祖父母で会員の死亡当時、主として会員の収入によって生計を維持していたものとする。

この会の給付の請求をしようとするものは、所定の様式で分団長以上は直接、その他は、所属分団長を経て会長に提出しなければならない。会費は、会員が拠出することをもって充てるものとする。

会費は会員1人250円とし、毎年(前期)報酬支給時に納入するものとする。

(8) 支払事由が生じた時から1年間請求がない場合は、消滅する。

(役 員)

- ・会長には団長をあてる。
- ・副会長には師団長をあてる。
- ・理事には隊長をあてる。

互助会の給付

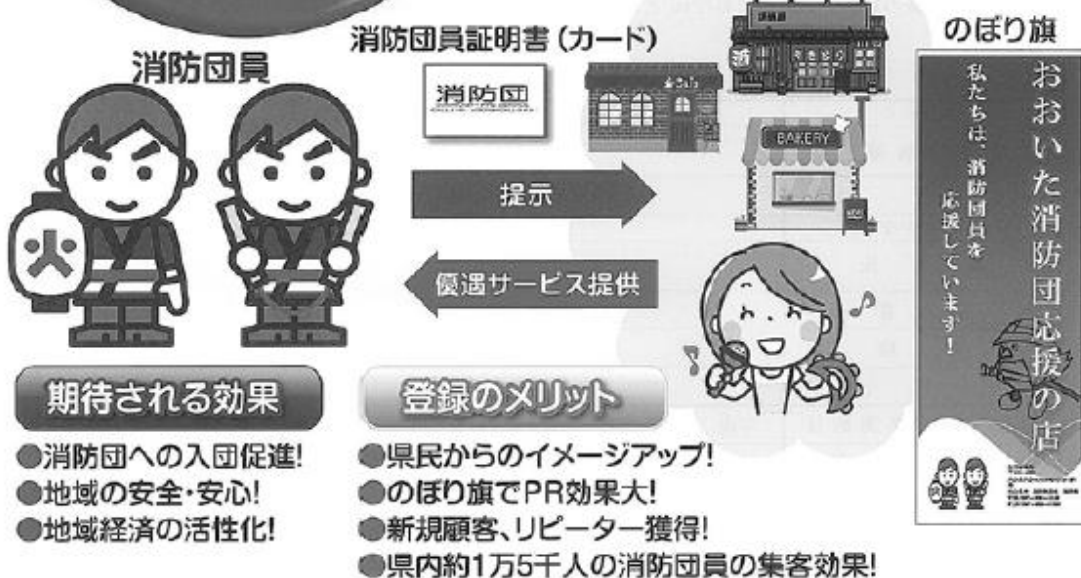
給付項目			金額	備考
弔慰金	本人		30,000 円	
	配偶者		20,000 円	
	子供		10,000 円	
	親		10,000 円	
弔慰金	会員名義の住宅災害	全損	30,000 円	70%以上の損害
		半損	20,000 円	50%以上の損害
		部分損	10,000 円	20%以上の損害
	会員名義以外の住宅災害	全損	10,000 円	70%以上の損害
		半損	5,000 円	50%以上の損害
		部分損	3,000 円	20%以上の損害
公傷見舞金	1 週間以上入院した場合(本人)		10,000 円	
結婚祝金	本人が結婚した場合		10,000 円	1回に限る

※給付金請求書は、消防局総務課並びに各消防署庶務施設担当班(方面隊事務局)に準備していますので、ご利用下さい。



大分県では地域防災の要である消防団員の活動を応援し、地域防災力の充実強化を図るため、消防団員を割引サービス等で優遇する「消防団応援の店」の登録を進めています。

地域ぐるみで大切な人、大切なまちを守る
消防団を応援しましょう!!



対象事業所の例 (対面販売に限る)

居酒屋、焼き肉・焼き鳥、レストラン、喫茶店、スナック、カラオケ、ラウンジ、タクシー、マッサージ、スポーツ用品店、プール・温泉、理髪店・美容室、クリーニング、家電販売店、家具販売店、薬局、精肉店、八百屋、給油所、洋服店、建設・建築会社、自動車販売店、不動産、旅館・ホテル、金融機関 等

優遇サービスの例

- 購入金額の5%引き
- ライス大盛り無料
- 生ビール、ドリンク一杯無料
- ポイント2倍、5倍、10倍 等

〈お問合先：大分県生活環境部防災局消防保安室消防班
(直通) ☎097-506-3158〉

非常持ち出し品

避難の際にあわてないように、日頃から貴重品など非常持ち出し品の準備をしておきましょう。

●非常持ち出し品をチェックしよう

成人男性で15kg、
女性で10kg
が適量

持ち出し品

『貴重品』

現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、健康保険証、印鑑など



『衣類』

下着、上着、タオル、紙おむつなど



『非常食品』

かんパン、缶詰など火を通さなくても食べられる物、ミネラルウォーター、水筒など



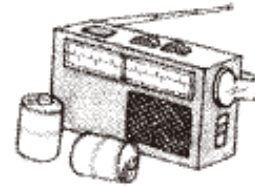
○安全具
ヘルメットなどの
安全帽



○飲料水
1日1人3ℓ

『携帯ラジオ』

予備電池は多めにストックしておく



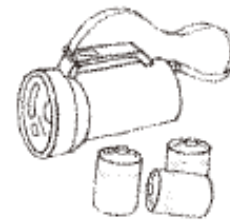
『応急医薬品』

目薬、傷薬、胃腸薬、救急ばんそうこう、包帯など（病人の常用薬を忘れずに）



『照明器具』

懐中電灯（できれば1人に1個 予備電池を忘れず）、ろうそく（太くて短い物を 安定する）



○大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

条例第2号

改正 令和2年3月27日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条第1項に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(令2条例13・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、当該施策の総合的かつ計画的な推進について定める基本計画及び部落差別を解消するための基本方針その他あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する方針に基づき行うものとする。

(令2条例13・一部改正)

(実態調査)

第5条 市は、前条第1項に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(令2条例13・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。



誇りを胸に
地域を守る
大分市消防団

ひとつしかない命を守るために

今できることを

(2023年5月1日発行)

編集・発行

大分市消防局

大分市消防団

事務局総務課内

大分市舞鶴町一丁目1-1

〒870-0044 ☎ 097-532-2188

FAX 097-532-7018